

令和8年度不用物品売却単価契約内訳書  
(令和8年4月1日～令和9年3月31日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課  
(担当: 上田、高内 電話 222-3964)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (ペットボトル 京都市南部資源リサイクルセンター)
予 定 数 量	1, 640 t (数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
引 渡 場 所	京都市南部資源リサイクルセンター (京都市伏見区横大路千両松町447)
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ の 他	

## ペットボトルの売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、京都市南部資源リサイクルセンターで選別処理したペットボトルを売却業者（以下「乙」という。）へ引き渡す業務に関し、必要な事項を定める。

### 1 引き渡すペットボトル

#### (1) 予定数量

1, 640 t／年間

予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。

大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

#### (2) 引渡し場所及び形態

京都市南部資源リサイクルセンター（京都市伏見区横大路千両松町447）のストックヤードにおいて、圧縮梱包した状態で引き渡す。

保管の形態は以下のとおり。

①（体積）0.4m×0.6m×0.3m （重量）約16kg （結束材）PPバンド

②（体積）0.4m×0.6m×0.6m （重量）約31kg （結束材）PPバンド

圧縮梱包したペットボトルは、輸送用パレットに積み付け（①は15個又は10個、②は10個）、荷崩れ防止のためラップで固定した状態で出荷する。積み込みを行う機材（フォークリフト）は、甲が所有するものを使用できる。

#### (3) 収集～選別までの状況

缶・びんとペットボトルを指定袋に混合して排出された資源ごみを、パッカー車により収集し、京都市南部資源リサイクルセンターのごみピットに投入して一時保管したうえ、選別設備（破袋、磁力選別、風力選別、磁界選別）及び手選別により再生資源ごと（鉄、アルミ、ガラス、ペットボトル）に分別に圧縮梱包している。

### 2 引き渡すペットボトルの再生用途

乙は、甲が引き渡すペットボトルを、ペットボトル又はその原材料（以下「ペットボトル等」という。）として再生すること（ボトル to ボトルリサイクル）。

ペットボトル等として再生とは、甲が引き渡した使用済みペットボトルのベールから、フレーク又はペレットというプラスチック原料<sup>\*1</sup>等若しくはペットボトル等の原料となるポリエステル原料<sup>\*2</sup>（ビス（2-ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得て、ペットボトル等として再生利用されることをいう。

※1 フレーク又はペレットというプラスチック原料を得るために施設において、異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク又はペレットというプラスチック原料を得ること。

※2 ペットボトルの原料となるポリエステル原料（ビス（2-ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るために施設において、異物の除去、洗浄、破碎、精製その他の処理をし、ペットボトルの原料となるポリエステル原料を得ること。

なお、乙は、甲が引き渡すペットボトルを、ペットボトル等への再生を目的として、国内で自らペットボトルを製造又は本事業により再生したペットボトルの原材料を国内でペットボトルに加工する製造事業者に引き渡すものとする。

### 3 所有権及び管理義務等

- (1) 甲が引き渡したペットボトルに対する所有権及び管理義務は、乙が京都市南部資源リサイクルセンターから引き取った時に甲から乙に移転する。
- (2) 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって引き取り、運搬、保管する。
- (3) 乙は、ペットボトルの引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
  - ア 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することができる適切な措置を講ずること。
  - イ 積込み、引渡しはじめ、京都市南部資源リサイクルセンター構内における作業全般について、職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないよう、十分注意すること。
  - ウ 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
- (4) 乙は、甲が引き渡したペットボトルを他のペットボトルと区分して管理すること。
- (5) 契約期間終了後、ペットボトル及びその他仕掛け品については、ペットボトル等での再生が完了するまで本仕様書の規定を適用する。

### 4 引渡し代金の支払い

- (1) 乙は、ペットボトルの引渡し量を月ごとに集計し、翌月7日までに見積書、内訳書及び計量票を甲に提出すること（様式等については別途甲が指示する。）。
- (2) 代金については、引き渡したペットボトルの量の月ごとの総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。
- (3) 支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。

(4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

## 5 引渡し日

祝日を除く月曜日から金曜日で、京都市南部資源リサイクルセンターからの連絡により、乙との協議のうえ、概ね週3～5回の頻度で設定する。

## 6 ペットボトルの計量

甲の指示に従い、乙が京都市南部資源リサイクルセンターの計量器において行う。ペットボトルの引渡し時、積込前と積込後にそれぞれ車両の重量を計量器で測定し、その差から輸送用パレットの重量を除いた重量を引渡し重量とし、運搬車両ごとに10キログラム単位で算定する。

なお、京都市南部資源リサイクルセンターのオーバーホール作業期間内及び計量器の定期点検時は計量できないことがあるので、甲とスケジュールの調整をすること。

## 7 残さ処理

乙は、ペットボトルの再生に伴い発生する残さを低減させ、ペットボトル等への再生につなげるよう努めるとともに、発生した残さは関係法令に則り自らの責任において適切に処理すること。

乙は、甲が要求した時は、遅滞なく産業廃棄物処理に関するマニフェストの写し等甲の求める関連書類を提出すること。

## 8 実績の報告

乙は、工程ごとの処理量、残さ量、出荷量等の実績を、甲が別途指定する様式により、月ごとに翌月12日までに報告すること。

## 9 検査

乙は、ペットボトルの再生にかかる本仕様書の履行に関して、甲の求めに応じて書面及び実地検査を受け入れること。

## 10 禁止行為

- (1) 乙は、市場価格の変動又は甲のペットボトルの品質等を理由に引取りを拒否すること、または契約単価及び売却金額を減額することはできない。
- (2) 乙は、ペットボトル等への再生以外の用途により再生・処分してはならない。
- (3) 乙は、ペットボトル等への再生にあたって、業務を一括して第三者に委託することを禁止する。一部の業務を委託する必要があるときは、あらかじめ文書により甲の承認を得ることとし、委託業務に係る履行実績を甲に報告する。

(4) 引き渡したペットボトルの異物の除去、洗浄、破碎その他の処理を行うことなく第三者に譲渡することを禁止する。

11 乙は、契約期間前に、事業の実施体制がわかるもの、保管及び処理手順のわかるもの、再生品の利用計画がわかるものを、書面にて甲に提出すること。

12 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。